

デジタル通信革命の舞台裏

内海善雄 前I-T-U事務総局長

私は、郵政省でNTTの経営形態問題を直接担当することはなかった。しかし日本の電気通信の基本的なフレームワークづくりである経営形態問題を通じて通ることではできなかった。

事業者にアリのような新規参入者がどうやって公正な競争ができるのかという問題は誰でも考えることである。その解答のひとつがNTTの分離・分割である。作るべきだと考えた。

国鉄改革の「添え物」

電電の民営分割が提案されたのは、1982年の第二次臨時行政調査会(土光臨調)である。しかし「中央会社と複数の地方会社に再編すべし」という答申案作成の過程で、真剣な検討と議論がなかった。いわば国鉄改革の添え物のようであった。しかし、答申は世の中の常識に従ったものだと思う。

競争原理を導入するに当たって、巨人である既存の

NTT分割論議は国際的な視点で

数カ月 一体経営が不可「との公主張した社の主張に異が、小山局を唱える者は

二本立て法体系で公平競争

別のアップローチもある。それは、国の規制で競争条件を公平にさせることである。ゴルフのハンデイと同じ考え方である。

私は、自由化法案の策定に当たって後者の考え方をとり、NTTと新規参入者とは、同じ事業法で規律すべきではないと考えた。NTTのサービスを細かく規定

長や富田次長の理解を得られなかった。「とにかくNTTと新規参入者が同じ条件の下で競争することになれば、NTTは納得しない」というのであった。

当時、世の中では電電公の民営化への疑問、技術開発体制に対する疑問など、つばらNTTの分割議論と

いかなかったのである。5年後の見直しを定めた規定は、分離・分割を意図したものでなかった。この趣旨の規定であったところから、5年後の1990年、この見直しは、も

たことが、実現したのである。日本がIBMに対抗して



99年7月1日、NTT分割で発足したNTTコミュニケーションズ中央は初代社長の鈴木正誠氏

なつた。分割によって公平競争条件を確保すべきだと、分割の大きな目的は、個別の規制で確保できており、反対のNTT側との大政治問題となった。あまりにも大きな意見の相違により、結論を見ることができず、見直しは、さらに5年後まで引き伸ばされた。

しかし、その間、米系企業の参入をややすくするために、米政府も公正競争条件確立を厳しく要求した。その結果、いわゆるドミナント規制、アンバンドリング、相互接続ルールなどの公平競争条件を確保するための諸規制が次々と導入された。自由化前に私が考えていた観点が優先されるべきである。

競争は国内ではなく、国際市場で、いかに日本企業が事業を展開するかの、また、疲弊した通信機器メーカーを制覇できたのは、電電公

その後10年を経て今日、また、NTT経営形態論議が行われた。状況は自由化時とは一変している。すでに利用者は、世界で最も安価で良質なサービスを享受している。

良質なサービス享受